

深川市農業委員会総会議事録
(第 8 回)

平成29年11月27日

開 会 9 時 2 6 分

閉 会 1 0 時 0 8 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	藤原政行	○	
2	山田正信	○	
3	渡辺博徳	○	
4	小倉孝一	○	
5	五十川弘之	○	
6	荒井政明	○	
7	鈴木陽志	○	
8	清水正勝	○	
9	野中 和弘		○
10	金谷道宏	○	
11	青木 実	○	
12	山川 功	○	
13	星野 千子	○	
14	清水 義博	○	
15	坂谷内 智之	○	
16	安村 一稔	○	
17	岡田 徹	○	
18	伊藤 裕美	○	
19	中川 幸生	○	
20	赤澤 晃光	○	
21	池田 齐	○	
22	大川 広志	○	
23	塩尻 総徳	○	
24	安藤 順三	○	
25	野上 晃	○	
26	菊入 等	○	
27	曾我部 透	○	

第8回深川市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成29年11月27日(月) 9時26分
- 2 開催場所 市役所大会議室
- 3 出席委員 藤原 政行委員 外25名
- 4 説明員
(1) 空知農業改良普及センター北空知支所 久保支所長
(2) 農業委員会事務局 矢櫃局長・宮谷主幹・下村主任・河崎主任・田所主事・大西調査員
- 5 書記 大西調査員

矢櫃局長	開会宣言(9時26分) おはようございます。定刻より少し前ですが出席予定者が全員揃いましたので、ただ今から、平成29年度第8回深川市農業委員会総会を開催いたします。本日、野中委員から欠席の届出がありましたので報告いたします。それでは、会長よりご挨拶をいただきまして総会を始めさせていただきます。
菊入会長	おはようございます。深川はすっかり冬景色となりましたが、京都は紅葉の見ごろということで、アジアの極東の小さな島国日本も結構広いと感じる季節となりました。深川マイナリーやライスターミナルでは米の受け入れ作業も終わり、本年産の米の数量も概ね確定し、先日、最新の結果報告を見ましたところ低たんぱく米の比率も高く、収量もあり、米農家の方は良い年末を迎えられると思います。 さて、農業委員会では、業務調査に行かれた10名の皆さんが無事帰ってこられまして、また農地の移動、再設定の時期となり忙しく業務をされていることと思います。29日から農業者年金セミナーへ5名の委員が参加しますし、私も同セミナーへ出席し、その後空知農業委員会連合会の多田会長、滝川市農業委員会の木幡会長と私の3人で全国農業委員会代表者集会への参加や空知管内選出国會議員への要請などのため東京へ行ってきました。それでは総会に入ります。
菊入会長	日程第1、議事録署名委員を指名します。10番金谷委員 11番青木委員を指名します。
菊入会長	次に、日程第2、諸般報告の(1)農業行政報告ですが、本日、空知農業改良普及センター北空知支所の久保勝照支所長より、今年の作物生育状況等について報告をいただきます。
久保支所長	～資料に基づき説明～
菊入会長	ありがとうございました。久保支所長におかれましては、この後の公務のため退席させていただきます。 (久保支所長退席)
菊入会長	次に、(2)農業委員会業務報告を、局長より報告します。
矢櫃局長	10月26日の総会以降、本日の総会前までの主な業務についてご報告申し上げます。 10月26日第7回深川市農業委員会総会をこの場で開催しております。同日総会終了後、この場で深川市農業センター新米試食会が開催され会長が出席しております。31日、深川市地域農業再生協議会・水田農業推進対策幹事会合同会議が、きたそらち農協営農センターにて開催され会長と私が出席しております。 11月に入りまして1日、深川市農業振興委員会が開催され会長が委員として出席しております。2日、空知農業委員会連合会三役会議が月形町にて開催され会長が当連合会の副会長として出席し私も同席しております。3日、深川市功労者表彰式がプラザホテル板倉で執り行われ会長が出席しております。7日、北海道農業会議及び空知農業委員会連合会主催の地

	<p>区別農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が月形町で開催され、会長が空知農業委員会連合会副会長として、ほかに5名の委員と私が出席しております。14日から17日までの4日間、平成29年度業務調査が岡田会長職務代理者ほか8名の委員と事務局1名の計10名で、福井県ほかにおきまして視察研修をしております。同日、深川市工業等開発審議会が商工会議所にて開催され会長が当審議会の副会長として出席しております。22日、農地特別委員会が議会第1委員会室にて開催されております。27日、本日の総会前に農政特別委員会をこの場で開催しております。</p> <p>以上、農業委員会の主な業務についてご説明申し上げ、業務報告とさせていただきます。</p>
菊入会長 池田委員長	<p>次に、日程第3、委員会報告に入ります。</p> <p>はじめに、(1)農政特別委員会開催結果報告を池田委員長より報告願います。</p> <p>～資料に基づき説明～</p>
菊入会長	<p>報告が終わりましたが、質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑なし、ということですので、農政特別委員会開催結果報告を承認します。</p> <p>次に、(2)農地特別委員会開催結果報告を伊藤委員長より報告願います。</p> <p>～資料に基づき説明～</p>
伊藤委員長 菊入会長	<p>報告が終わりましたが、質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑なし、ということですので、農地特別委員会開催結果報告を承認します。</p>
菊入会長	<p>日程第4、報告に入ります。</p> <p>初めに、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明願います。</p>
田所主事	<p>記載の方から農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので報告いたします。</p> <p>今月は1件で、借主の死去により耕作不能となったため解約するものでございます。合意解約日と土地の引き渡し時期については29年11月1日です。解約する土地の所在などその他詳細については記載のとおりとなっております。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>報告第1号の説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑等なし、ということですので、報告第1号を承認します。</p> <p>続いて、報告第2号農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より説明願います。</p>
河崎主任	<p>平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧法施行規則第26条の規定及び農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受取り、農業者年金基金へ提出しましたので報告いたします。</p> <p>今月は7件で、番号1番から4番までと6番7番は新法分、番号5番が旧法分となっております。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>報告第2号の説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑等なし、ということですので、報告第2号を承認します。</p> <p>続いて、報告第3号農業者年金経営移譲年金裁定請求について、事務局より説明願います。</p>
河崎主任	<p>平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧法施行規則第24条の規定に基づき、記載の方から農業者経営</p>

菊入会長	<p>移譲年金裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出しましたので報告いたします。</p> <p>今月は1件です。番号1番は後継者への使用貸借及び借受地の解約による使用収益権の消滅による経営移譲であります。基金への提出年月日、支給年月、基準日面積、経営移譲面積等については記載のとおりです。説明は以上です。</p> <p>報告第3号の説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑等なし、ということですので、報告第3号を承認します。</p> <p>続いて、報告第4号新農業者年金特例付加年金裁定請求について、事務局より説明願います。</p>
河崎主任	<p>農業者年金基金施行規則第15条の規定に基づき、記載の方から特例付加年金の裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出しましたので報告いたします。</p> <p>今月は2件です。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給年月、農業廃止年月日等については記載のとおりです。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>報告第4号の説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑等なし、ということですので、報告第4号を承認します。</p> <p>続いて、報告第5号現況証明書の交付について、事務局より説明願います。</p>
大西調査員	<p>記載の方々より現況証明書の交付願いがあり、確認のうえ、交付をしましたので報告いたします。今月は4件で、土地の所在、申請者等は記載のとおりで、証明を必要とする理由は地目変更のためです。</p> <p>番号1番は、平成20年8月27日の農地パトロールにおいて非農地と判定したもので、農業委員会内規2の(1)のク、農地利用状況調査結果に基づく願書の提出があった場合に基づき、会長専決により山林として交付しております。番号2番は、農地法第5条の許可を受けており目的とする事業が完了していることから、農業委員会内規2の(1)のア、法4条、法5条の許可があり転用目的等が完了している場合に基づき、会長専決により宅地及び雑種地として交付しております。番号3番は、年月日不詳から畑として、また、番号4番は本年9月日不詳から田としてそれぞれ利用しているもので、いずれも農業委員会内規2の(1)のク、公簿地目が非農用地の土地について農用地としての願書の提出があった場合、及び農用地の土地について地目の異なる農用地としての願書の提出があった場合に基づき、会長専決により番号3番は畑として、また、番号4番は田として交付しております。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑等なし、ということですので、報告第5号を承認します。</p>
菊入会長	<p>次に、日程第5、議案に入ります。</p>
田所主事	<p>はじめに、議案第1号農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局より説明願います。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、記載の方々に係る農用地利用集積計画の作成を深川市に要請するためご審議をお願いします。</p> <p>今月は7件で、1番が賃貸の案件、2番から7番までが売買の案件です。番号1番は農地売買支援事業の事業参加者の変更で、期間は残期間の3年間となっています。2番以降は売買の案件で全て農地売買等支援事業による買入です。番号2番、4番、5番、6番は合意解約により返還された農地を処分するもので、3番と7番は出し手の労働力不足等により経営を縮小するために売買するものです。これらはすべて先月の総会において買入協議の要請をしたものです。</p>

菊入会長	<p>以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっており、これらの内容はすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりましたが、質疑はありませんか。</p> <p>（「なし」という声あり）</p>
菊入会長	<p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」という声あり）</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで、議案第1号は原案のとおり決定します。</p> <p>続いて、議案第2号下限面積（別段面積）の設定について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
下村主任	<p>農地法第3条第2項第5号の規定に基づき農地の権利取得にあたっての下限面積は北海道では2ヘクタールとされていますが、同号において農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い市町村の区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところによりこれを公示したときは、その面積を別段の面積として設定できることとなっています。また、農業委員会の適正な事務実施について、において、農業委員会は毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとされています。このため、今年度の下限面積（別段の面積）の設定について、ご審議をお願いします。</p> <p>当農業委員会といたしましては、記載のとおり今年度は下限面積（別段の面積）を設定しないこととします。理由としては、農地法施行規則第17条でその基準が示されていますが、2015農林業センサスで2ヘクタール以下の農地を耕作している農家が全農家のおおむね40%を下回っており、かつ、農地法第30条に基づく利用状況調査において市内の遊休農地等がごくわずかであるためです。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>（「なし」という声あり）</p>
菊入会長	<p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」という声あり）</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで、議案第2号は原案のとおり決定します。</p> <p>続いて、議案第3号、参考賃借料の設定について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
河崎主任	<p>担い手の経営を守るとともに、地域における円滑な農地賃貸借に資するため、法に基づくことなく深川市農業委員会が独自で設定している参考賃借料について、前回改定から3年を経過したことから平成30年支払以降の参考賃借料を記載のとおりとするものです。</p> <p>田の部については、農地区分は収量に応じて上・中・下に区分しており、参考賃借料の金額については前回参考賃借料を基礎として現時点の客観的な農業情勢を考慮することとし、農地特別委員会で審議の結果、前回参考賃借料を維持した金額を最終的な原案としたものです。畑の部については、畑のみの賃借が少なく基準額の算定が困難であり活用も見込まれないことから、参考賃借料は設定しないとしたものです。適用時期については、記載のとおり平成30年支払い分から適用としています。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>ここで総会を暫時休憩します。協議会に入ります。</p> <p>（協議会 9時57分から10時7分まで）</p>
菊入会長	<p>総会を再開します。</p>

菊入会長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり) それでは異議なし、ということで、議案第3号は原案のとおり決定します。 以上で議事はすべて終わりましたので、深川市農業委員会総会を終了します。 (総会終了 10時8分)